

平成24年度

第1回

南三陸町都市計画審議会

平成24年7月20日(金) 13:30~

南三陸町役場大会議室

署名委員

吉田信吾

# 平成24年度第1回南三陸町都市計画審議会議事録

日 時：平成24年7月20日  
13:30～15:00  
於 　：役場大会議室

## 1 開 会

## 2 挨拶

### 【佐藤町長】

- ・本日は午前中に志津川地区の農業施設の完成式典に出席した。復興が少しづつ進んでいることを感じている。今回は「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」の都市計画決定について御審議いただきたく、委員の皆様からご忌憚のないご意見を賜りたい。

## 3 事務局紹介及び配布資料の確認

- ・事務局より担当職員の紹介及び当日配布資料の確認

## 4 議 事

【会 長】出席委員数を事務局より報告願う。

【事務局】定数10名に対し、本日の出席委員数は9名である。

【会 長】報告のとおり、出席委員数は過半数に達していることから、本審議会は成立するものとする。

【会 長】審議会条例運営規程第4条第2項の規定に基づき、議事録署名委員を指名する。吉田委員にお願いする。

【会 長】審議会の公開に先立ち、一般傍聴者及び報道関係者の傍聴申し出について報告願う。

【事務局】一般傍聴者4名、報道関係者2名の申し出がなされている。

【会 長】本日の審議会の公開とすべきかどうかについて、事務局の考え方を聞きたい。

【事務局】本日の議案に対して、東日本大震災復興特別区域法第48条第5項の規定に基づき、意見書が提出されている。この意見書の要旨について確認したところ、情報公開条例第8条各号に規定する、公開することができないとされる情報及び個人情報に含まれておらず、非公開とする事由は認められない。従って、公開することに差支えないと考える。

【会 長】ただいまの説明について、各委員より質疑ないか。

(質疑なし)

【会 長】それでは、本日の審議会は全て公開とし、傍聴についても認めることとする。

### ① 「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」の都市計画決定について

【事務局】「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」を資料1により説明。(概要は以下のとおり。)

「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」は、住宅施設、特定業務施設、公益的施設、公共施設(道路、公園等)の位置及び規模、建築物に関する制限(高さ制限等)を都市計画で決定することにより、国の補助事業である津波復興拠点整備事業の活用が可能となる。

津波復興拠点整備事業とは、住宅、公益施設、業務施設等の機能を集約させ、津波に対して安全な市街地を緊急に整備することを目的とした事業であり、今回の都市計画決定を受けて事業を実施することとなる。

参考資料を基に説明すると、志津川地区では3ヶ所に災害公営住宅や公益施設を含む住宅団地の形成を行う計画である。今回の都市計画決定は、この内、東地区（ベイサイドアリーナ周辺）の都市計画についてであり、まずは土地利用計画について御説明させていただく。

位置については、今次津波と同程度では被害を受けない安全な高台で、標高45m以上ある地区であり、もともと住宅団地や商工団地、ベイサイドアリーナなどが立地しており、利便性が高く、開発も進めやすい地区となっている。現在は、役場仮庁舎もあるため、南三陸町の中核的な場所となっている。次に都市機能については、医療、福祉、行政機能の配置を計画している。防災上重要な役場庁舎や病院を整備することで、津波発生時も円滑な救援、救助、早期復旧を担う拠点として位置付けるとともに、公益施設の周辺に防災集団移転促進事業の受け皿となり、災害公営住宅の整備も行う住宅施設を配置し、コンパクトな地区形成を図っていくものである。

次に、資料1議案書の説明をさせていただく。1ページ目の計画書には、都市計画の概要が記載されている。名称は「志津川地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設」、位置は宮城県本吉郡南三陸町志津川字天王山、字沼田、字袖浜、面積は約24.4ha、内訳は住宅施設が約17.2ha、公益的施設が約4.2ha、道路・公園・その他施設が計約3.0haとなっている。建築物の高さ制限は、住宅施設A（一般戸建住宅区域）は10m以下、住宅施設B（災害公営住宅区域）は20m以下、公益的施設（病院、保健センター等）は20m以下と定めている。

2ページ目は総括図で、今回都市計画決定を行う区域及び位置を示す図面、3ページ目は計画図であり、住宅施設の規模などは「住まいに関する意向調査」の結果や想定公益的施設の従前規模などを参考に算出している。

4、5ページは意見書要旨及び都市計画決定権者の見解となっている。

（以下議案書により説明。）

【議長】質疑有れば発言願う。

【委員】意見書の見解に、「今回の都市計画決定に関するものではありませんが、」という記載がされているが、これはどういう意味か。

【事務局】今回の計画区域外に道路を造ってほしい等、都市計画決定に直接影響しない意見という意味である。

【委員】今回の計画以外の道路については、都市計画決定しないのか。

【事務局】現在手続きを進めている最中であり、9月開催の審議会にお諮りする予定である。

【委員】現在、（町内の）道路では渋滞が起きているが。

【事務局】各高台を結ぶ連絡道路を新設して、渋滞緩和を図りたい。この道路は、低地からの避難道路としても活用できると考えている。

【委員】三陸縦貫自動車道のインターチェンジが完成した場合の交通量も考慮して欲しい。

【事務局】今後の検討課題としたい。

【委員】今回の計画に産業エリアは無いのか。また、産業エリアを設ける計画はあるのか。住宅団地を先行して計画し、後から産業エリアを計画すると、まちづくりがぎくしゃくするのでは。

【事務局】今回の事業の主旨では、工業用地の整備などはなじまない。しかし、住宅用地だけを整備すれば良いとは考えていない。公益的施設の4.2haに商業用地も入れたいと考えている。工業用地については、(今回の事業ではなく)町独自で整備を検討したい。

【委員】将来的には整備を考慮するのか。また、近辺の地主の中にはこの事業の話聞いていない、という方もいるようだ。用地協力が得られなかった場合は、どうなるのか。

【事務局】工業用地の整備は今回の(交付金)事業では整備できないので、町独自で検討したい。地権者の方々には、6月23日に説明会を実施しているが、全員出席いただいたわけではない。説明会では質問等も無かった。今回、この計画決定の後、事業実施が決まれば直接交渉を行い、ご理解いただくこととしている。都市計画事業であることから、土地収用法に基づく収用は可能だが、丁寧にご説明し、ご理解いただく姿勢で進めていきたい。

【会長】用途の指定は別な機会に行うのか。

【事務局】今回御審議いただいている地区の用途は現在無指定であるが、来年度には低地部も含めて市街地全体の用途を見直すこととなるので、その際にまとめて対応したい。

【会長】各委員におかれても、ご理解のうえご質問されたい。

【事務局】補足であるが、今回の計画で用途は決めないが高さの制限は定めている。

【委員】各高台を結ぶ連絡道路の整備はいつ決定するのか。また、西地区の防災集団移転促進事業の計画が図面に記載されていないが、どういうことか。

【事務局】西地区の防集事業は都市計画決定を必要としない事業であることから、今回の説明資料には記載していない。連絡道路は第3回復興交付金申請(6月)に調査費を申請している。高台の工事時にも必要な道路であり、重要な案件と認識している。

【委員】スケジュールはどうなっているのか。

【事務局】後段で説明させていただきたい。

【委員】志津川漁港などに近いことから、この計画区域に漁業者の住宅を集める考えはないか。

【事務局】職種で移転先を調整する考えはない。なお、漁業者の移転を制限することもない。この計画区域は防集での人気が高く、現在の計画で全員が移転できるか、という意見もあるが、今後は実数を確定させながら随時計画区域を広げていく、二段構えで対応したい。

【委員】住宅建築可能時期が平成26年中ということだが、要望としてもっと早くなるようお願いしたい。

【会長】戸建の高台移転希望は何戸ぐらいあるのか。

【事務局】防集による移転希望が586戸で、その内約半数がこの東地区(バイサイドアリーナ周辺)を希望している。

【会長】更に質問あるか。

(無し)

【会 長】 特段、反対意見がないようですので、原案のとおり可決をしてよいか。

(異議なし)

異議がないようなので、原案のとおり可決する。

② 今後の都市計画決定の予定について

【事務局】 資料2 都市計画決定スケジュールに基づいて説明する。資料記載の1段目は、東地区の津波復興拠点整備事業で、東地区は都市計画決定後（8月初旬）、来年1月末を目途に（県から）事業認可を受けて、まずは用地買収に着手する計画である。なお、用地交渉についてはこれより早く着手する予定となっている。また、設計、測量等の作業は事業認可に向けた作業と並行で進め、造成は平成25年度中旬には着手する予定。

資料記載2段目は、中央地区の津波復興拠点整備事業で、3段目は被災市街地復興土地区画整理事業である。4段目は道路関係の都市計画スケジュールとなっている。いずれも次回、9月の都市計画決定を予定している。ただし、国道45号と国道398号は県決定の都市計画となるので、次回御審議いただく主な案件は、中央地区の津波復興拠点整備事業と被災市街地復興土地区画整理事業となることから、宜しく願いたい。

次回の審議会は、9月初旬を予定している。

【会 長】 質疑あれば発言願う。

【委 員】 スケジュールは解ったが、造成時の土を使って低地部（旧市街地）を埋めることになるのか。それとも別な用途に使う予定なのか。

【事務局】 造成時に発生する土で、バランスを見ながら低地部を盛土することとなる。

【委 員】（低地部を埋めるには）足りないのでは。

【事務局】 現在の予定では計算により足りることとなっている。志津川地区だけでなく、町全体の発生土を勘案して進める必要がある。

【委 員】 産業再生を早くするため、海に近い地帯から埋めていってはどうか。

【事務局】 国道整備など優先事業もあるが、要望として取り入れていく。

【委 員】 高台への避難道路などについてはどう考えているのか。

【事務局】 以前の復興計画では上の山へ向けた復興道路を考えていたが、計画変更により国道45号を避難路として位置付けている。更に、各高台を結ぶ連絡道路も避難道路として有効と考えている。

【委 員】 低地部の産業エリアの面積はどのように決定したのか。需要調査を行ったのか。

【事務局】 従前の土地利用面積より大きくなっている。商業エリアについても若干大きくなっている。これまでの事業者の方々から御意見を聞きながら、産業誘致が必要と考えている。

【委 員】 経営者は（工場整備を）いずれ高台に、と考えている。意見がどのあたりまで反映されるか疑問だが、（高台への工業用地整備について）要望活動が必要なのか。

【事務局】 低地部の青いエリア（産業エリア）は、地元の事業者の方に埋めていただければと考えているが、高台へ整備したいという希望は理解している。地元事業者の方々ニーズについて話し合う機会が必要と考えている。ただ、国の交付金事業にはメニューが無いので、整備する場合は町単独で実施することになる。

【委員】高台への工業用地整備が難しいというのは解るが、低地部で営業する場合は保険が掛けられる体制が必要だ。災害に対する保険がないと、低地部では事業を行えないということを考えて欲しい。

【委員】国道45号と新井田川の整備方法はどうするのか。また、それ以外の低地部における道路についてはどのような計画になっているのか。

【事務局】国道45号と新井田川の振替工事については、まず新井田川の一部をやや東側に振り替えて、まず国道45号を整備し、その後に東側へ新たに新井田川を整備することとなる。国道45号及び国道398号以外の道路は、どれだけ土地利用があるかによっても変わってくることから、商工業関係者の方から意見をいただき、今後の意向調査も行いながら検討していく。従業員5名以上の事業所は以前意向調査を実施したが、今後は5名未満の事業所についても意向確認を行っていく。

【会長】その他質問等無いようなので、以上で議事を終了したい。委員の皆様、活発な審議に対して御礼申し上げる。進行を事務局へお返す。

【事務局】本日の審議結果について、会長より町長あて速やかに文書で答申することを各委員の皆様から了承をいただきたい。

(各委員より異議無し)

【事務局】では、本日の結果を文書にて町長あて会長より答申することとする。次に、次回の審議会においては、意見書の提出が多くなることが予想されことから、事前送付させていただく資料については、意見に対する見解の部分を除いた形で送付させていただければと考えている。見解については、審議会当日までに確定させておくので、委員の皆様にご理解いただきたい。

(各委員より了承)

## 5 閉会

【課長挨拶】

- ・今回の都市計画決定に係る津波復興拠点整備事業は、全国でも一番最初に都市計画決定される事業となる。復興への第一歩として、まずはご決定をいただいた。今後も区画整理事業などご決定いただく案件が多くあることから、委員の皆様におかれては宜しくお願ひしたい。

【事務局】以上で平成24年度第1回南三陸町都市計画審議会を閉会する。

以上